

第3期 浦安市

子ども・子育て

支援総合計画

概要版



令和7年3月
浦安市

1 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

すべての子どもが健やかに生まれ育つためには、安心して妊娠・出産でき、子育てができる環境を整備することが大切です。

国においては、「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を制定し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し様々な取組を実施してきました。令和5年には、こども基本法の施行やこども家庭庁の設置など、子ども・子育て支援体制は大きく変化を遂げようとしています。

このような背景や、本市の「第2期浦安市子ども・子育て支援総合計画」の取組の成果・課題等を踏まえ、子どもの健やかな育ちと子育てを地域全体で支えていくための「第3期浦安市子ども・子育て支援総合計画」を策定します。

2 子ども・子育て支援新制度

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の充実や質の向上を進めていくために、子ども・子育て支援法等に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月にスタートしました。

「子ども・子育て支援新制度」の概要

- 幼稚園、保育所、認定こども園及び小規模保育事業等への給付(子どものための教育・保育給付)
- 認定こども園制度の改善
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

「子ども・子育て支援新制度」における給付・事業

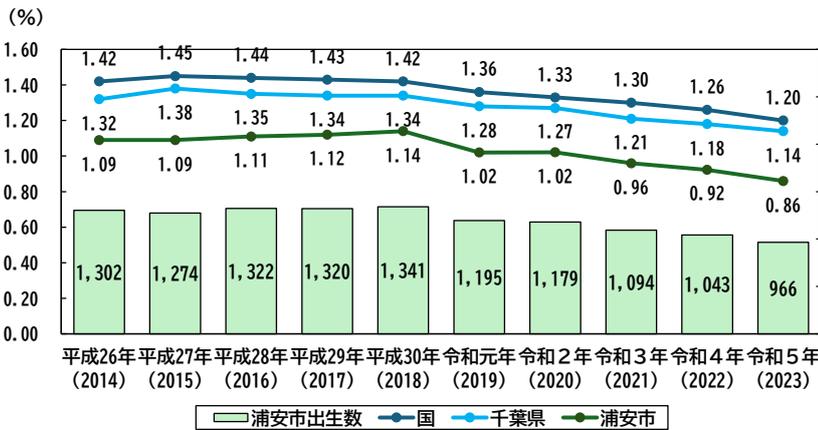
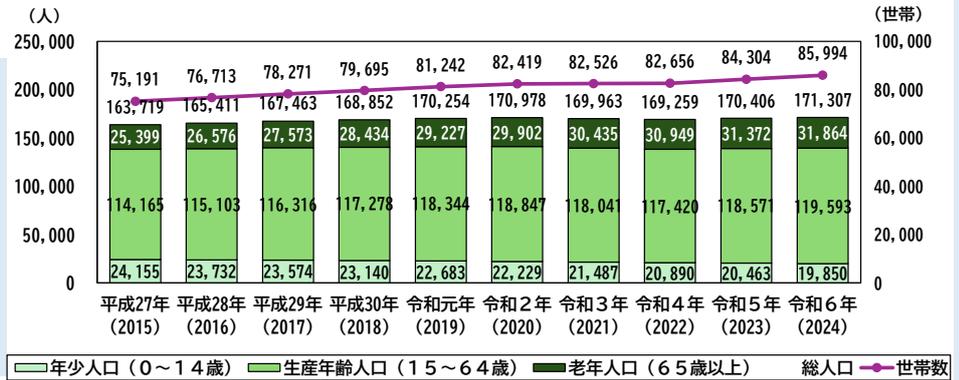
子ども・ 子育て 支援給付	<ul style="list-style-type: none">● 子どものための現金給付 (児童手当等)● 子どものための教育・保育給付 (幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業等)● 子育てのための施設等利用給付 (幼稚園における一時預かり事業等)	市町村 主体
子ども及び 子どもを養 育している 者に必要な 支援	<ul style="list-style-type: none">● 地域子ども・子育て支援事業 (地域子育て支援拠点事業、時間外保育事業等)● 仕事・子育て両立支援事業 (企業主導型保育事業等)	国主体

2 子ども・子育てを取り巻く現状等

1 浦安市の現状

(1) 人口・世帯数の推移

本市の人口・世帯数は、平成27年から10年間で増加し、令和6年4月1日現在で171,307人、世帯数85,994世帯となっています。



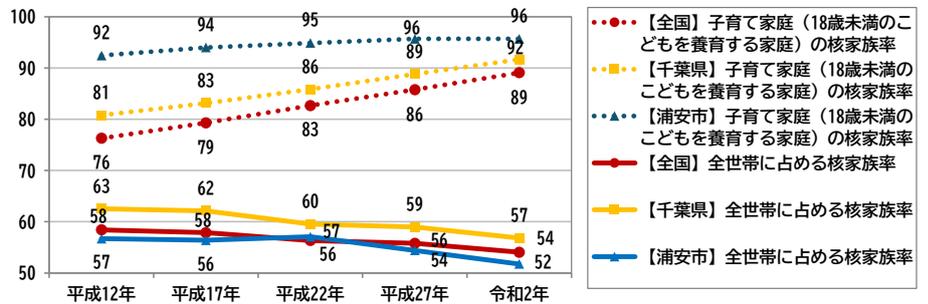
(2) 出生の動向

本市の合計特殊出生率が全国や千葉県と比較して低いことは、浦安の地理的特性や住宅事情などにより単身の若年層にも暮らしやすいまちであることが理由の一つで、本市の特徴と言えます。

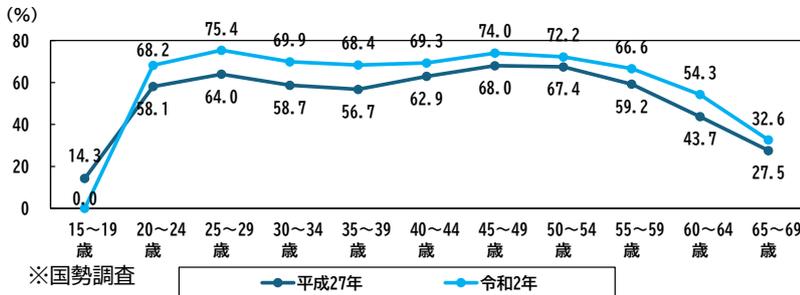
(3) 子育て世帯の状況

18歳未満の子どもを養育する家庭の本市の核家族率は、96%と、全国(89%)や千葉県(92%)を上回る状況となっています。

■全世帯と18歳未満養育世帯の核家族率



■有配偶者女性の年代別就業率(浦安市)



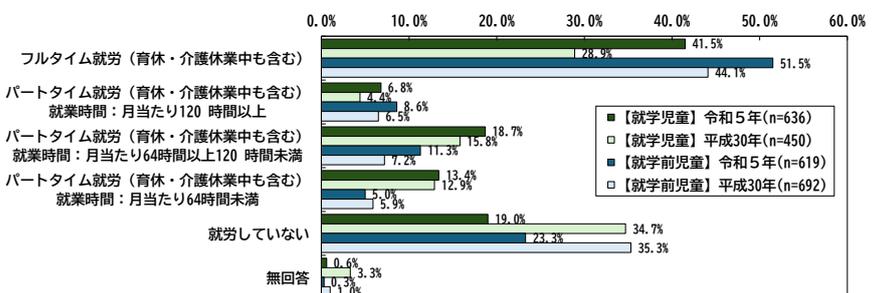
(4) 女性の就業状況

有配偶女性の年代別就業率をみると、平成27年に比べ令和2年では、全体的に就業率は高くなっています。

(5) 母親の就労状況

就学前児童及び就学児童保護者(母親)の就労状況を、平成30年と比較すると、フルタイムかパートタイムかに関わらず、就労している保護者(母親)の割合が増えています。

■母親の就労状況(浦安市)

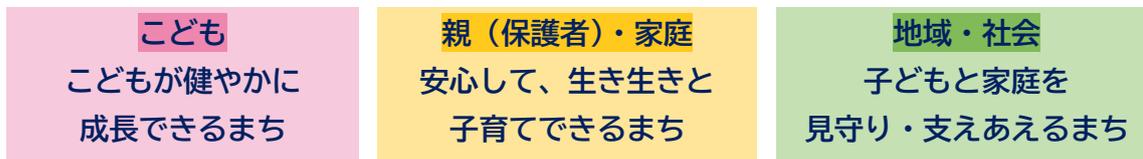


3

計画の基本理念と施策の方向性

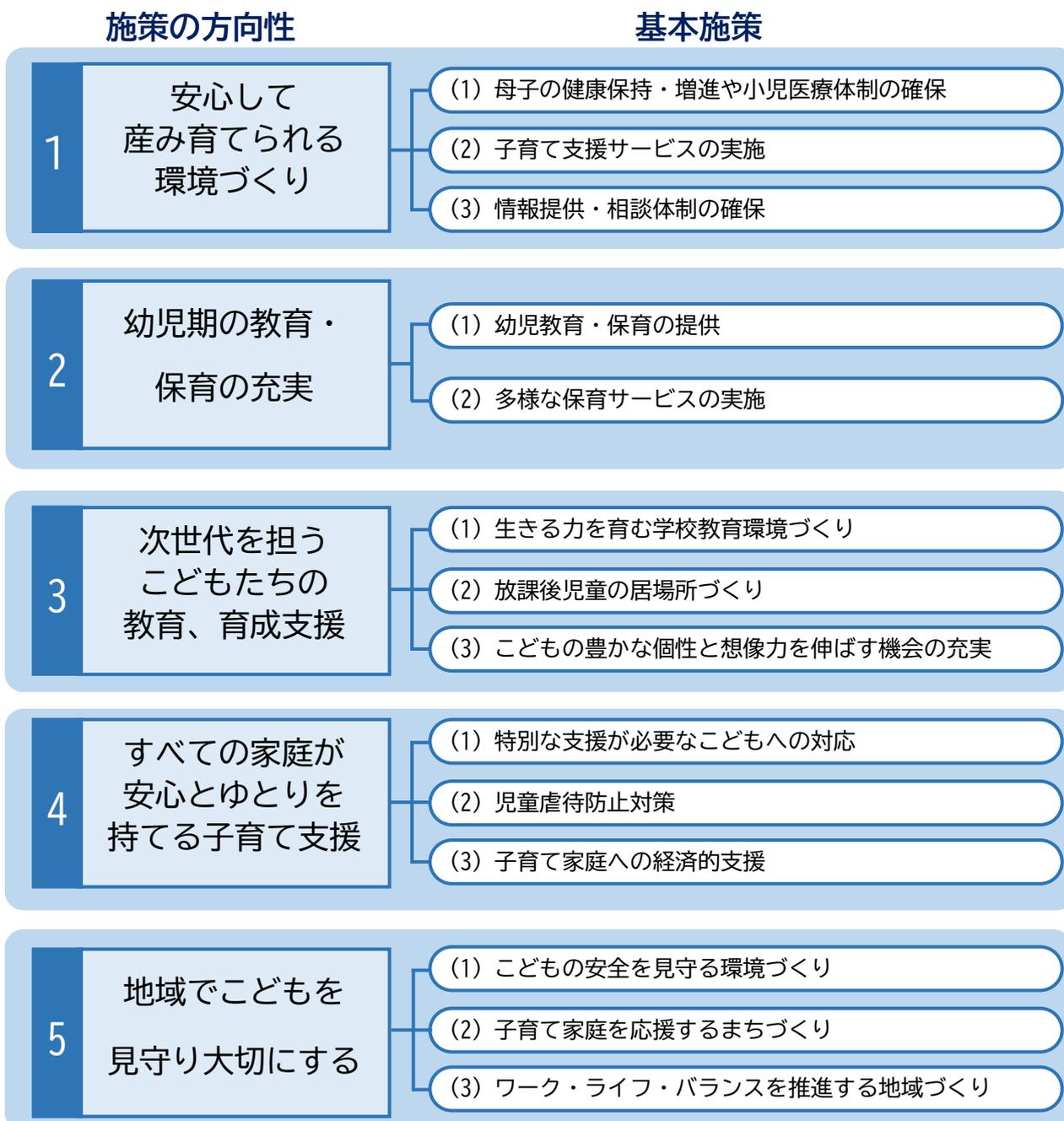
1 基本理念

浦安市子ども・子育て支援総合計画(第2期)の基本理念を継承し、計画の推進と施策の展開を図ります。



2 施策の方向性・基本施策

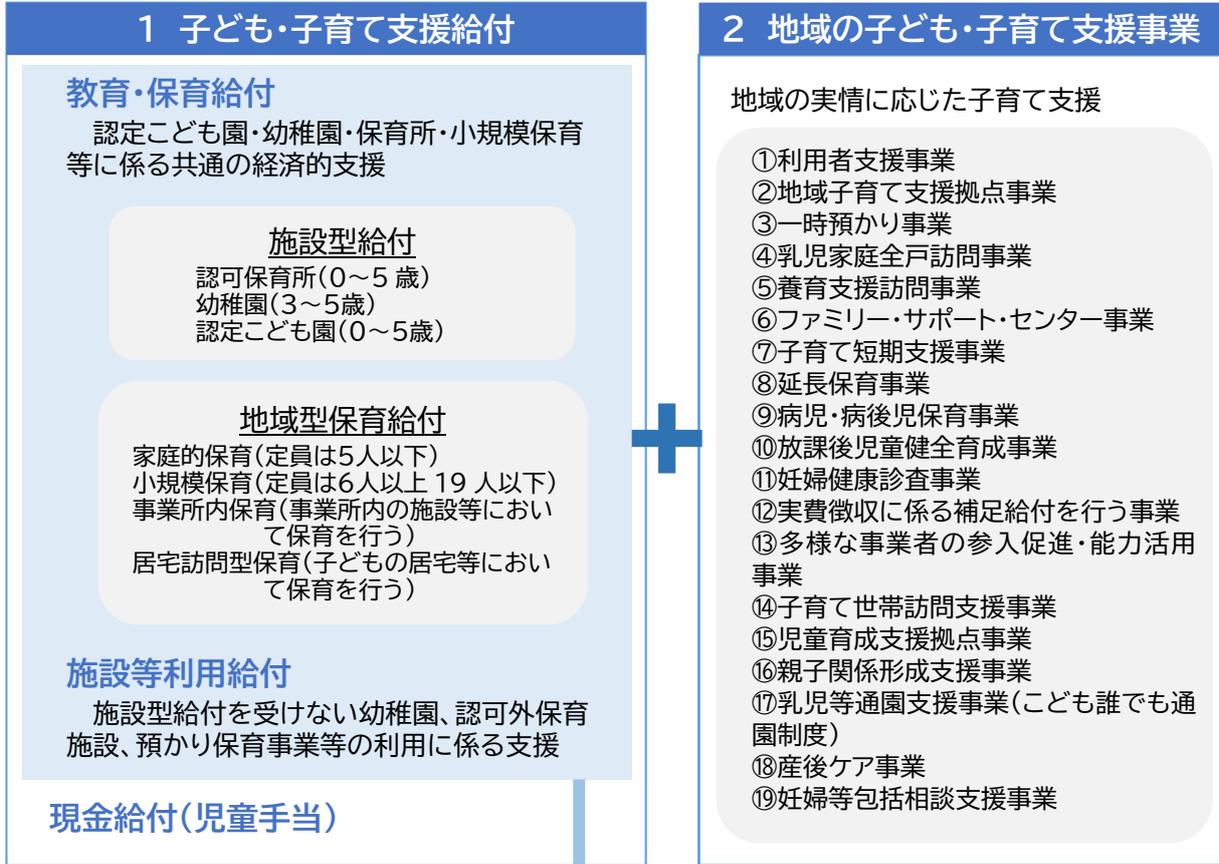
基本理念に基づき、以下のような施策の方向性・基本施策を定めます。基本施策は、具体的な事業に取り組む際の事業の目的となるものです。



4

子育て支援の概要

1 子育て支援に関する主なサービスと給付



子どものための教育・保育給付や子育てのための施設等利用給付を受けるためには、認定が必要です。こどもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、認定には以下の6区分があります。

認定区分		対象となるこども	利用できる主な施設・事業
教育・保育給付	1号認定	新制度幼稚園等のみを希望する <u>満3歳以上</u> の就学前のこども	幼稚園 認定こども園(短時間保育)
	2号認定	<u>満3歳以上</u> で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難なこども	認可保育所 認定こども園(長時間保育)
	3号認定	<u>満3歳未満</u> で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難なこども	認可保育所 認定こども園(長時間保育) 地域型保育事業
施設等利用給付	1号認定	<u>満3歳以上</u> の小学校就学前こどもであって、2号認定のこども・3号認定のこども以外のもの	幼稚園、特別支援学校等
	2号認定	<u>満3歳に達する日以後最初の3月31日</u> を経過した小学校就学前こどもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難なこども	幼稚園、認定こども園、特別支援学校(満3歳入園児は3号、年少児からは2号)
	3号認定	<u>満3歳に達する日以後最初の3月31日</u> までの間にある小学校就学前こどもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難なこどものうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業(2歳児まで3号、3歳児からは2号)

5

子育て支援の具体的な取組

計画本編の子ども・子育て支援関連事業(4章)および、次世代育成支援対策関連事業(5章)に位置付けている主な取組を紹介します。

1 安心して産み育てられる環境づくり

施設を活用した産後ケアなどによる母子の健康保持・増進や小児医療体制の確保、子育て支援サービスの実施、情報提供・相談体制の確保を通して、安心して産み育てられる環境づくりを進めます。

(1) 母子の健康保持・増進や小児医療体制の確保

取組	事業内容
妊婦健康診査事業	妊婦健康診査の徹底を図り、異常の早期発見に努め、適切な治療や指導等により、母体及び胎児の健康を促すことを目的として、妊娠期間中に合計14回まで、健康診査受診票を利用して医療機関で健診を受けることができます。 受診票を利用できない医療機関で受診した場合は、健康診査費用の助成をします。 子ども・子育て支援関連事業(4章)
産後ケア事業	出産医療機関を退院後、心身ともに不安定になりやすい時期に、助産師等が母体・乳児のケア、育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。 子ども・子育て支援関連事業(4章)
産前・産後サポート事業	妊娠前から生後約6か月までのこどもを持つ家庭を対象に、産前・産後サポーターが訪問し、円滑に育児がスタートできるよう悩みや相談ごとを傾聴し、家庭や地域での孤立感の解消を図ります。 次世代育成支援対策関連事業(5章)

(2) 子育て支援サービスの実施

取組	事業内容
子育て短期支援事業	保護者が病気、看護、出産、出張、育児疲れなどで、一時的にこどもの養育が困難になったときに、保護者に代わり施設においてこどもを養育します。 子ども・子育て支援関連事業(4章)
ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を受けたい人(おねがい会員)、育児の援助を行いたい人(まかせて会員)、両方とも希望をする人(どっちも会員)が、地域の中で支えあいながら子育てを行う会員組織です。会員相互の援助活動により、子育てをする家庭の育児を支援します。 子ども・子育て支援関連事業(4章)
幼稚園子育てすこやか広場の実施	市立幼稚園・幼稚園型認定こども園を開放し、親子・幼児同士の遊びの指導を通じて地域の幼児間・保護者間の交流を図るすこやか広場を実施します。また、保育カウンセラーを派遣し、保育相談を実施します。 次世代育成支援対策関連事業(5章)

(3) 情報提供・相談体制の確保

取組	事業内容
妊婦等包括相談支援事業	妊娠期から子育て期まで、妊婦の多くが不安や負担感を抱えている時期に、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ伴走型の相談支援を実施します。 子ども・子育て支援関連事業(4章)
子育てハンドブックの発行・配布	妊娠期からこどもが就学するまでの市の様々な子育て支援サービス等を紹介する「子育てハンドブック」の内容充実を図りつつ、定期的な発行を行います。 次世代育成支援対策関連事業(5章)
こどもの相談体制構築事業	こどもの育ちと子育てを切れ目なくサポートするため、基幹拠点であるこども家庭センターを中心として、地域拠点や教育機関と連携し、市全域において偏りのない相談体制を構築します。また、地域拠点には相談窓口だけでなく、「親同士の交流・子どもの見守り」等の機能を持たせ、多様なニーズに対応する包括的なサービスを提供します。 次世代育成支援対策関連事業(5章)

2 幼児期の教育・保育の充実

すべてのこどもたちが必要な保育や教育を受け、伸び伸びと育つことができるよう、幼児教育・保育を提供するとともに、多様なニーズに応える保育サービスを実施します。

(1) 幼児教育・保育の提供

取組	事業内容
保育士確保事業	市内の保育士の人材確保と定着を促進するため、保育士の賃金の上乗せを行う保育士等処遇改善費補助事業、保育士の居住支援を行う私立保育所等保育士等宿舍借上げ支援事業等による補助金を、私立保育所等に対し交付します。 次世代育成支援対策関連事業(5章)
浦安市就学前保育・教育指針「いきいき☆浦安っ子」による連携の推進	市立保育所・幼稚園・認定こども園で培ってきた保育・教育のノウハウを十分に生かしつつ、同じように質の高い保育・教育が受けられるよう、現場に浦安市就学前保育・教育指針「いきいき☆浦安っ子」による連携の周知浸透を図り、保育・教育の質の向上に努めます。また、本指針を基本とする保育を実践し、浦安版「保育の質ガイドライン」によって各施設における保育の質の統一的な基準を設けることで、各園がそれに対する理解を深め、更なる質の向上と、保育・教育の内容の充実を図ります。 次世代育成支援対策関連事業(5章)

(2) 多様な保育サービスの実施

取組	事業内容
一時預かり事業 預かり保育 その他一時預かり	家庭保育等を行っている家庭で一時的に保育が困難になった場合に、保育所等で一時預かり等を行います。 子ども・子育て支援関連事業(4章)
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	保育所、幼稚園、認定こども園等の余裕定員等を活用し、満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象とし、月一定時間までの利用可能枠の中で、親の就労要件を問わず保育を行います。 子ども・子育て支援関連事業(4章)
エンゼルヘルプサービスの実施	保護者が出産や病気などの際に、周りから支援が見込めない家庭を対象に、保護者に代わって家事や育児支援を行うエンゼルヘルパーを派遣します。なお、多胎児利用の場合は手数料を減額します。 次世代育成支援対策関連事業(5章)

3 次世代を担う子どもたちの教育、育成支援

子どもたちが生きる力を育み健やかに成長できるよう、学校教育環境づくりや放課後児童の居場所づくり、子どもの豊かな個性と想像力を伸ばす機会の充実などを通じて、次世代を担う子どもたちの教育や育成支援を進めます。

(1) 生きる力を育む学校教育環境づくり

取組	事業内容
いじめ問題等対策事業	いじめ予防や防止、早期解決に向けた支援を推進するための児童・生徒や保護者を対象とした「いじめ教えてメール相談」や「いじめ 110 番」専用電話による相談の実施、いじめ問題について地域全体で取り組む意識を育むための周知・啓発活動を充実します。また、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、各学校の実情に応じたいじめのない学校づくりを推進します。 次世代育成支援対策関連事業(5章)
浦安市いちょう学級	登校及び不登校傾向にある児童生徒を対象に、いちょう学級において学習活動・集団活動、カウンセリングなどを行い、集団適応能力や自己決定力の育成を支援します。また、学校生活及び教育全般にわたる諸問題について、電話や面接、訪問による相談を行います。訪問では必要に応じて学習支援を行います。 次世代育成支援対策関連事業(5章)
学びの多様化学校運営事業	学習意欲はあるものの、学習の遅れや対人関係等の心理的要因により不登校あるいは不登校傾向にある生徒に対し、次のステップへ向かうための足掛かりとなり、中学校卒業後の進路選択や社会的自立に向けた新たな学びの場として、令和7年4月、学びの多様化学校を浦安中学校分教室とし開設し、不登校支援の充実を図ります。 次世代育成支援対策関連事業(5章)

(2) 放課後児童の居場所づくり

取組	事業内容
放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童を対象に、放課後等の時間帯に、家庭に代わる生活の場を提供します。 子ども・子育て支援関連事業(4章)
放課後子ども教室の充実	放課後子ども教室は、学校施設等を活用して子どもが自主的に活動する遊び場を提供する。 次世代育成支援対策関連事業(5章)
児童センター事業	東野児童センターと高洲児童センターは、子どもが安心して過ごせる安全な居場所であり、様々な遊びや活動を通して心身ともに健やかに成長することを目的に各種事業を行います。また、子育てを楽しむ環境をつくり、家庭、学校、地域との連携を密にして地域に親しまれる児童センターを目指していきます。 次世代育成支援対策関連事業(5章)

(3) こどもの豊かな個性と想像力を伸ばす機会の充実

取組	事業内容
ブックスタート事業	こどもの成長段階に合わせ、こどもと本をつなげるため、絵本の配布及び「ブックスタート絵本講座」を実施します。 次世代育成支援対策関連事業(5章)
青少年リーダーの育成	小学校4年生から中学校3年生を対象に、コミュニケーション能力や客観的視野の育成など、リーダーに必要な3つのソウゾウリョク（創造力・想像力・相奏力）を養うことを目的とした研修を行います 次世代育成支援対策関連事業(5章)
(仮称)子ども・子育て複合施設整備事業	こどもの自主的な読書活動や交流を促進する場としてのこどものための図書館を核とした、親子の居場所や相談ができる複合的な機能を有した施設を整備します。 次世代育成支援対策関連事業(5章)

4 すべての家庭が安心とゆとりを持てる子育て支援

特別な支援が必要な子どもへの支援、児童虐待防止対策、子育て家庭への経済的支援を行い、すべての家庭が安心とゆとりを持てる子育て支援を進めます。

(1) 特別な支援が必要な子どもへの対応

取組	事業内容
ヤングケアラー支援事業	家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラーが、自分らしく健康で文化的な生活ができるよう、教職員やスクールライフカウンセラー等による日常的な観察や、生活アンケート等による定期的な把握を行うことで、ヤングケアラーの早期発見に努めます。必要に応じて関係機関に情報を提供し、児童生徒への支援体制や関係者が相談しやすい相談体制の強化を図ります。 次世代育成支援対策関連事業(5章)
医療的ケア児等の支援体制の構築	医療的ケア児とその保護者が地域で安心して生活を送れるよう、専門のコーディネーターを配置することで保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関同士の連携を図り、情報共有を促進・強化します。また、職員の研修や看護師の確保、受け入れ場所の確保等を通じ、基幹園や各施設での受け入れ体制を整えておくことで、転入等の突然のニーズにも対応できる体制の整備を図ります。 次世代育成支援対策関連事業(5章)

(2) 児童虐待防止対策

取組	事業内容
養育支援訪問事業	家庭相談員や保健師等が、乳児家庭全戸訪問事業等により把握した子育てへの不安感・孤立感が高い家庭や、児童虐待に至る可能性が高いと考えられる家庭、若年保護者の家庭へ訪問し、相談に乗ることで育児不安の解消を図るとともに、状況に応じ家事等の養育技術の指導・提供を行います。 子ども・子育て支援関連事業(4章)
家庭児童相談	地域で安心して子育てができる環境づくりや児童虐待防止の強化を図るため、家庭相談員が子どもと家庭に関する様々な相談に総合的に対応します。 次世代育成支援対策関連事業(5章)
要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策の充実のため、関係する機関の代表者会議、実務者会議を通じて円滑な情報交換を行い、個別の支援ケースに関してより細やかな支援を行います。 次世代育成支援対策関連事業(5章)

(3) 子育て家庭への経済的支援

取組	事業内容
児童手当・児童扶養手当	(児童手当)家庭の生活の安定と児童の健やかな成長を促進するため、高校生相当年齢までの児童を養育する家庭に手当を支給します。 (児童扶養手当)父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童を養育する家庭に対し、生活の安定と自立の促進のため、手当を支給します。 次世代育成支援対策関連事業(5章)
子ども医療費助成・ひとり親家庭等医療費等助成	(子ども医療費助成)高校生相当年齢までのこどもが病気やケガで医療機関を受診した場合に、保険診療の範囲内で医療費の自己負担額を助成します。 (ひとり親家庭等医療費等助成)高校生相当年齢までのこどもと養育する父母等が病気やケガで医療機関を受診した場合に、保険診療の範囲内で医療費の自己負担額を助成します。 次世代育成支援対策関連事業(5章)
学校給食費の無償化	市立小・中学校において、全児童生徒の保護者にかかる学校給食費を無償とします。 次世代育成支援対策関連事業(5章)

5 地域で子どもを見守り大切にすまちづくり

子どもの安全を見守る環境づくり、子育て家庭を応援するまちづくり、ワーク・ライフ・バランスを推進する地域づくりにより、地域で子どもを見守り大切にすまちづくりを進めます。

(1) 子どもの安全を見守る環境づくり

取組	事業内容
地域防犯ネットワーク事業	地域における子どもの安全を確保するため、登下校時間帯を中心に小・中学校の通学路などの市内巡回パトロールを行うとともに、自治会やPTAをはじめとする地域の自主防犯活動団体や学生防犯委員会V5、防犯ボランティアなどが行う防犯活動を支援します。また、防犯協会や警察署と連携しながら、防犯キャンペーンや防犯講演会を実施し、市民の防犯意識の高揚を図ります。さらに、事業者の協力のもと、防犯かけこみ110番の店や事業者パトロール隊による見守りを強化するなど、地域防犯ネットワークを充実します。 次世代育成支援対策関連事業(5章)
交通事故防止対策	市立小・中学校や、保育所・幼稚園・認定子ども園において、警察と連携しながら交通安全教室や自転車交通安全教室を定期的かつ継続的に開催し、交通安全教育の充実を図ります。また、通学路の安全点検を行い、特に配慮を要する交差点に交通整理員を配置するなど、交通事故防止対策を推進します。 次世代育成支援対策関連事業(5章)
ネットパトロール事業	学校非公式サイト、ブログやSNSなどへの問題のある書き込み及び画像について、早期発見・早期対応により、問題行動の未然防止を図るとともに、いじめや犯罪被害等から児童・生徒を守ります。 次世代育成支援対策関連事業(5章)

(2) 子育て家庭を応援するまちづくり

取組	事業内容
親子関係形成支援事業	子どもとの関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等の知識や方法を身に付けるため、保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレントトレーニングを提供することにより、健全な親子関係の形成を支援するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の横のつながりの構築を支援します。 子ども・子育て支援関連事業(4章)
地域子育て応援団事業	地域において子育てを支援する団体が、児童センター・公民館・自治会集会所等で行う子育てサロン活動等を支援します。 次世代育成支援対策関連事業(5章)

(3) ワーク・ライフ・バランスを推進する地域づくり

取組	事業内容
優良企業表彰制度の実施	他の模範となる企業や商店を表彰する優良企業表彰制度を活用して、子育て支援策に取り組むなど、他の模範となる活動をしている企業の表彰を行います。 次世代育成支援対策関連事業(5章)
社会貢献に取り組む事業者への融資あっせん	市内の中小企業支援の一環として、ワーク・ライフ・バランス推進などの取組を行っている事業者の運転に要する資金をあっせんします。 次世代育成支援対策関連事業(5章)

6

こどもの貧困対策の基本施策

令和6年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められました。

法律が示す、貧困の現状を改善・解消・サポートする現状支援の観点と、将来にわたり貧困に陥る家庭を少しでも減少させる予防的支援の観点を踏まえ、親の妊娠・出産期からの切れ目のない支援や貧困の連鎖の断絶を目標に、本市においては、「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「就労の支援」「経済的支援」の4つの基本施策からこどもの貧困対策を総合的に推進します。

1 教育の支援

個々の悩みに対応できる相談体制の整備を行い、家庭や学校以外にも安心して過ごせる居場所の確保を行うことで、こどもたちの学習や生活に関する心配事や不安の解消を目指します。また、誰もが公平に学ぶための学習支援や生活指導を行います。さらに、体験・経験の格差を解消するため、学校外における各種体験教室の実施や、こどもの想像力や創造力を養う教育を実施し、多様な体験機会の充実に取り組みます。

取組例 (子どもの貧困対策関連事業)	生活困窮世帯等への学習・生活支援事業、放課後子ども教室の充実、まなびサポート推進事業 など
-----------------------	---

2 生活の安定に資するための支援

地域での孤立感を解消し、安心して育児ができる環境を整えるため、一人一人の状況に合わせたケアプランの作成、産前・産後の母子保健相談員による家庭訪問などを行います。また、児童育成クラブ等の整備により、保護者の育児と仕事の両立を支援するとともに、こどもの生活の場の提供を行います。

他にも、ライフステージに合わせた相談体制の整備など、支援が必要な家庭とつながりを作ることで、困ったときに生活全般のサポートが行える体制を整えます。

取組例 (子どもの貧困対策関連事業)	児童育成クラブの整備・充実、ひとり親家庭の相談、家庭児童相談 など
-----------------------	-----------------------------------

3 就労の支援

保護者への学びの場の提供や関係機関同士の連携による適切な就職あっせんを通じて、安定した就労を行い、安心して子育てができる環境を整えます。また、企業へのワークライフバランスの推進や男女平等の待遇の促進などの意識啓発も併せて行います。

取組例 (子どもの貧困対策関連事業)	仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進、ひとり親家庭就労支援 など
-----------------------	--------------------------------------

4 経済的支援

こどもが十分な食事や医療を受けられるようにするため、児童手当の支給や、こどもの医療費や家賃など生活に必要な費用の支援を行います。

また、経済的な理由により就学することが難しい学生に対し、教育費用を支援することで、進学して学び続けたいという気持ちを尊重し、公平な教育機会を提供します。

取組例 (子どもの貧困対策関連事業)	奨学支援金支給制度、児童扶養手当、ひとり親家庭住宅手当 など
-----------------------	--------------------------------



第3期浦安市子ども・子育て支援総合計画 概要版

発行 令和7年3月

企画・編集 浦安市 健康子ども部 子ども課

〒279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号

電話：047-351-1111(代) FAX：043-304-1505